

北九州市中小事業者月次支援金（5・6月分）概要

制度概要

2021年5月又は6月に売上が減少し、福岡県の感染拡大防止協力金の給付対象外となる事業者に対し、月次支援金を給付します。

給付額

中小法人等：上限 **50** 万円 個人事業者等：上限 **25** 万円

※給付区分によって上限額が異なります。裏面をご覧ください。

申請期間

2021年6月25日（金）～**9月30日**（木）※消印有効

申請方法

オンライン 又は 郵送（特例による申請は郵送のみ）

(<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/09901267.html>)



対象事業者

下記の全ての要件を満たす事業者 ※詳細は申請要領をご覧ください。

- 1 市内に事業所がある中小法人、個人事業者等
- 2 2021年5月又は6月の売上が前年又は前々年の同月と比べ30%以上減少していること
- 3 今後も事業を継続する意思があること
- 4 福岡県感染拡大防止協力金（大規模施設又は大規模施設テナント向けを含む）等の給付対象でないこと
- 5 公共法人、政治団体、宗教上の組織又は団体、風営法上の性風俗関連特殊営業事業者等でないこと

必要書類

主な必要書類は下記のとおりです。 ※詳細は申請要領をご覧ください。

- 1 申請書
 - 2 2019年及び2020年の確定申告書の写し
 - 3 2021年5月又は6月の月毎の売上が確認できる書類
 - 4 本人確認書類（法人：履歴事項全部証明書、役員名簿 個人等：運転免許証の写し等）
 - 5 事業内容及び市内に事業所があることが確認できる書類
 - 6 取引先情報一覧表及び取引を確認できる書類
 - 7 振込先口座の通帳の写し（名義が確認できるページ、対象月及び基準月に各種支援金の給付を受けた場合は、振り込まれたことが分かるページの写し）
 - 8 酒類販売業免許の写し（該当者）
- ※「国の一時支援金・月次支援金」「福岡県の月次支援金」「市の一時支援金」を受給した事業者は提出書類の一部を省略できます。
- ※申請者の業態等により必要書類が異なります。また、申請内容によりその他の書類の提出を求める場合があります。

支援対象者と給付額のイメージ

: 北九州市の独自給付
 : 国又は県に上乗せ給付

(法人の場合)

休業・時短 要請対象の 飲食店	月次支援金							
	売上減少と本社所在地 (本社：確定申告書記載の納税地)			「飲食店の休業・時短」、 「外出自粛等」の影響を受けた事業者				左記以外
				申請窓口				
				国	県	市	計	市
感染拡大 防止協力金 (大規模施設 及びテナント 含む)	70% 以上	酒類販売 事業者	市内	20	-	50 ^②	70	20 ^②
			福岡県内かつ市外	20	40	10 ^①	70	(※)10 ^②
			福岡県外	20	-	10 ^②	30	10 ^②
	50%以上 70%未満		市内	20	-	30 ^②	50	20 ^②
			福岡県内かつ市外	20	20	10 ^①	50	(※)10 ^②
			福岡県外	20	-	10 ^②	30	10 ^②
50% 以上	酒類販売 事業者以外	市内	20	-	10 ^②	30	20 ^②	
		市外	20	-	10 ^②	30	(※)10 ^②	
家賃支援金	30%以上 50%未満	市内		-	-	20 ^④	20	10 ^④
		福岡県内かつ市外		-	(※)10	(※)10 ^③	20	10 ^④
		福岡県外		-	-	10 ^④	10	10 ^④

(個人の場合)

休業・時短 要請対象の 飲食店	月次支援金							
	売上減少と本社所在地 (本社：確定申告書記載の納税地)			「飲食店の休業・時短」、 「外出自粛等」の影響を受けた事業者				左記以外
				申請窓口				
				国	県	市	計	市
感染拡大 防止協力金 (大規模施設 及びテナント 含む)	70% 以上	酒類販売 事業者	市内	10	-	25 ^②	35	10 ^②
			福岡県内かつ市外	10	20	5 ^①	35	(※)5 ^②
			福岡県外	10	-	5 ^②	15	5 ^②
	50%以上 70%未満		市内	10	-	15 ^②	25	10 ^②
			福岡県内かつ市外	10	10	5 ^①	25	(※)5 ^②
			福岡県外	10	-	5 ^②	15	5 ^②
50% 以上	酒類販売 事業者以外	市内	10	-	5 ^②	15	10 ^②	
		市外	10	-	5 ^②	15	(※)5 ^②	
家賃支援金	30%以上 50%未満	市内		-	-	10 ^④	10	5 ^④
		福岡県内かつ市外		-	(※)5	(※)5 ^③	10	5 ^④
		福岡県外		-	-	5 ^④	5	5 ^④

- ①：先に国、県に申請いただくことが給付要件となります。
- ②：先に国に申請いただくことが給付要件となります。
- ③：先に県に申請いただくことが給付要件となります。
- ④：市に直接申請いただけます。

※印のついた区分に該当する事業者のうち、本社が福岡市内にある事業者は福岡市の「売上が減少した事業者への支援金」の対象となります(北九州市の月次支援金の対象とはなりません)。福岡市へ申請してください。

国の月次支援金、県の月次支援金の申請期限は、
5月分：8月15日、6月分：8月31日です。

○給付額の単位は万円で、それぞれの区分の上限額です。

北九州市中小事業者月次支援金コールセンター

☎ 0120-218-567 (9時~17時、土日祝含む)

